



平成 30 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン デ リ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 阿 部 公 祐
(コード番号：3137 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 杉 田 雅 治
経 理 部 長
(TEL. 03-6741-5880)

募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は平成 30 年 2 月 15 日に中期経営計画「Wi11 2022」（平成 31 年 3 月期から平成 35 年 3 月期）を策定いたしました。中長期的な当社の業績拡大と企業価値の増大に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 0.57% に相当いたします。本新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要領 (4) 新株予約権の内容 ⑥新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ファンデリー第 5 回新株予約権

(2) 新株予約権の数

360 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 36,000 株とし、下記 (4) ①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出金額と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成 30 年 2 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値 1,468 円/株、株価変動性 50.40%、配当利回り 0%、無リスク利子率-0.042% や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 1,468 円/株、満期までの期間 6.26 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

(4) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成 30 年 2 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値である金 1,468 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年7月1日から平成36年6月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日を最終日とする。

④増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、平成31年3月期から平成35年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として、条件を充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに行使することができる。なお、新株予約権者は、当該各号のいずれかを行使することができ、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(b) 営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- b. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、上記(a)又は(b)の条件を達成した後に、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) 新株予約権の割当日

平成 30 年 3 月 30 日

(6) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割の分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（4）⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記（4）①に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（7）

③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（4）③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（4）③に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（4）④に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記（４）⑥に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

上記（６）に準じて決定する。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（８）新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

（９）新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 30 年 3 月 30 日

（10）申込期日

平成 30 年 3 月 2 日

（11）新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 3 名 360 個

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主に該当する当社代表取締役である阿部公祐を割当て対象としておりますので、支配株主との取引等に該当しております。

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が、平成 29 年 6 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本新株予約権の発行は、当該指針に基づき、当社取締役会によって独自に意思決定されたものであります。

「当社と支配株主との取引が発生する場合には、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適正な条件により行うことで少数株主の保護に努めてまいります。また、支配株主との取引が業務上発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限のもと行われたかについて、監査役監査等を通じて確認し、適正性を確保しております。」

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社および割当て対象者から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行う予定です。

なお、利益相反を回避するため、支配株主に該当する当社代表取締役である阿部公祐は、本新株予約権発行に係る取締役会の決議に参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

平成 30 年 2 月 15 日に、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外役員（社外取締役 山崎雄一、社外監査役 村木和彦、社外監査役 成願隆史、社外監査役 島田直樹の 4 名）より、代表取締役阿部公祐に対する本新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたしますが、①本新株予約権が平成 30 年 2 月 15 日開催の当社取締役会決議の内容に基づき当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、②本新株予約権の発行内容及び条件は一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではなく適切であること、③本新株予約権の発行は社内で定められた規則及び手続きに基づきなされていることから、代表取締役阿部公祐に対する本新株予約権の付与は、少数株主にとって不利益となるものではない旨の意見を得ております。

以上